

返還する必要のない「奨学のための給付金」 (概要版)

～令和2年(2020年)度北海道公立高校生等奨学給付金のご案内～

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

- ◎ 返還する必要のない「給付金」です。
- ◎ 奨学金や就学支援金(授業料の補助)と一緒に利用することができます。
- ◎ 「奨学のための給付金」の受給を希望される場合は、別途申請手続きが必要となります。

給付を受けられる方(次の条件に該当する方になります。)

- ◎ 令和2年(2020年)7月1日現在、高校第1学年から第4学年(専攻科・定時制・通信制を含む。中等教育学校後期課程は4回生から6回生)までの生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。
- ◎ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護受給世帯のうち「生業扶助」が措置されている世帯。

給付金額(生徒一人あたりの年額)

区 分	課 程		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護法による生業扶助受給世帯	32,300円	32,300円	—
市町村民税等所得割額が非課税で第1子の高校生等がいる世帯	84,000円	36,500円	36,500円
市町村民税等所得割額が非課税で15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯	129,700円	36,500円	36,500円

申請方法(対象となる生徒ごとに申請してください。)

- ◎ 北海道公立高校生等奨学給付金申請書を各学校へ提出してください。
- ◎ 昨年度給付された方についても再度申請が必要です。
- ◎ 手続きの詳細については、『「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ』をご覧ください。

支給方法

- ◎ 審査の結果、支給が決定された場合、指定口座に振り込まれます。
- ◎ 支給は令和2年(2020年)12月下旬までを予定しています。

※ お願い

就学支援金の手続きをする際に、お手元にある納税通知書や課税証明書等で、あらかじめ奨学給付金の受給資格の有無を御確認ください!

→ 「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が「非課税」の場合、給付金の対象世帯となります。

【制度についてのお問い合わせ】

現在通われている高等学校等の事務室にお問い合わせください。